

(別添1)

調査研究報告書のサマリーについて

令和6年度老人保健健康増進等事業

介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業

公益社団法人 全日本病院協会

身体拘束の弊害などを説明し、なおも本人・家族が身体拘束を要請する場合に身体拘束を行うと回答している事業所は、訪問看護、居宅介護支援、短期入所生活介護では約30～40%存在している。また、在宅系では、約40%が主たる介護者などからの意向によると回答しており、その背景として虐待の定義を知らず転倒・転落など事故を防ぐことが優先されてしまうことが理由として挙げられている。また、介護力のある家族の方が要請する傾向が表れている。

その他、身体拘束を実施している利用者の約40%は入所前の情報もしくは入所時の情報に伴い身体拘束に至っており、入院中の情報が継続され特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、訪問看護などで身体拘束の判断がなされる傾向がある。時には退院時に医療機関から家族が申し送りを受け行っている場合もある。

身体拘束を行わないことによる訴訟への不安は、事業種別により異なるものの、約30～50%の事業所が抱えている。身体拘束の弊害が地域に浸透していないことがそのリスクを拡大する要因の一つともなり得る。

訪問系では身体拘束ゼロ化に向けた取組は約20%が実施していない。また、“やむを得ない場合のみ許容されうる行為”としての認識が在宅系の方が高く、身体拘束ゼロに向けた意識が弱い傾向があった。

身体拘束を避けるために行うことがある工夫では、居住系では上位に場所の移動やセンサーの導入、床マットなどの利用、排せつリズムの把握があげられているが在宅系では、同様に行えない環境がある。

身体拘束及び虐待を防止するうえで不足していると考えられる社会資源は、在宅介護における狭間サービスを埋める役割を担う見守りボランティアなど住民参加が求められ、家族を含む住民や関係機関の身体拘束に関する弊害への理解が求められる。それとともに在宅でのサービス利用を控えることを防ぐためなど、金銭的な問題への相談窓口の必要性があげられている。その他、介護者のためのメンタルケアが不足とされている。

身体拘束が高齢者の心身に与える影響は、施設であろうが、在宅であろうが同様に生じ、高齢者自身の生きる意欲を極度に低下させる結果を招くことには、変わりはない。養護者の心身のバランスが保てた状態で継続して在宅介護ができる環境を、介護事業者は、協力して、個々の異なる家庭環境においても多様な可能性を模索しながら保持していけるよう、支援をすることが介護事業の専門職としてあるべき姿であると考え、周知ツール「在宅介護生活を支える事業所のみなさまへ ～身体拘束廃止の実現のために」を作成し、周知を図る。